

各 (都道府県知事
市町村長
特別区長) 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度定期接種に関する標準的な接種費用について
(帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンについて)

平素より予防接種施策に御高配を賜り、御礼申し上げます。

標記、令和 7 年度定期接種に関する標準的な接種費用（帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチン）について、下記のとおり見込んでおりますので通知いたします。

貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内の市町村、関係機関等に周知を図るとともに、予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について遺漏なきようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの定期の予防接種における標準的な接種費用について

(定期接種に関する標準的な接種費用（接種 1 回当たりの費用・税込み）)

	標準的な接種費用	積算	
		ワクチン価格	手技料
1. 帯状疱疹ワクチン			
① 組換えワクチン	22,060 円	18,260 円	3,800 円
② 生ワクチン	8,860 円	5,060 円	3,800 円
2. 新型コロナワクチン	15,600 円	11,800 円	3,800 円

2. 自己負担額等について

帯状疱疹ワクチン及び新型コロナワクチンの令和 7 年度の定期接種における標準的な接種費用について、1. のとおり積算しており、低所得者に関しては接種費用を無料とするため、総接種費用の 3 割について普通交付税措置が講じられる見込みである。

低所得者以外の方の自己負担額については、B 類疾病に係る予防接種は主に個人の発病又はその重症化を防止する観点から行うものであることを踏まえ、1. を接種費用の標準として、各自治体においてご検討いただきたい。